

調達要求番号：6NMM1AK0019

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
	1 3	
件 名 等	防省大臣承認	
駐屯地仮設ハウス・テントハウス賃貸借	作成年月日	令和8年3月 3日
	変更年月日	
	作成部隊等名	大和業務隊管理科

1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊大和駐屯地で実施する「駐屯地仮設ハウス・テントハウス賃貸借」について適用する。

2 役務の概要

- (1) 仮設ハウス：4坪クラス×8連 2棟設置
- (2) テントハウス：10m×10m 1棟設置
- (3) 官公庁手続き 一式

※細部は、別図第2～別図第3のとおり。

3 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※但し、借用期間は令和9年2月28日までとする。

※解体及び搬出作業は、令和9年3月1日から令和9年3月末までに実施するものとする。

4 場 所

宮城県黒川郡大和町吉岡字西原21-9 陸上自衛隊 大和駐屯地
別図第1「案内図・配置図」のとおり。

5 一般事項

- (1) 本仕様書において特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記による。
 - ア 建築基準法及び消防法、その他関係法令、条例等による。
 - イ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各種公共工事標準仕様書
 - ウ 各所寸法及び納まりは本仕様書を標準とするも、施工にあたり現地にて詳細な採寸等を実施し、監督官と協議するものとする。

エ 仕様書の記載並びに監督官の指示がなくとも、技術的に当然なすべき事は実施すること。

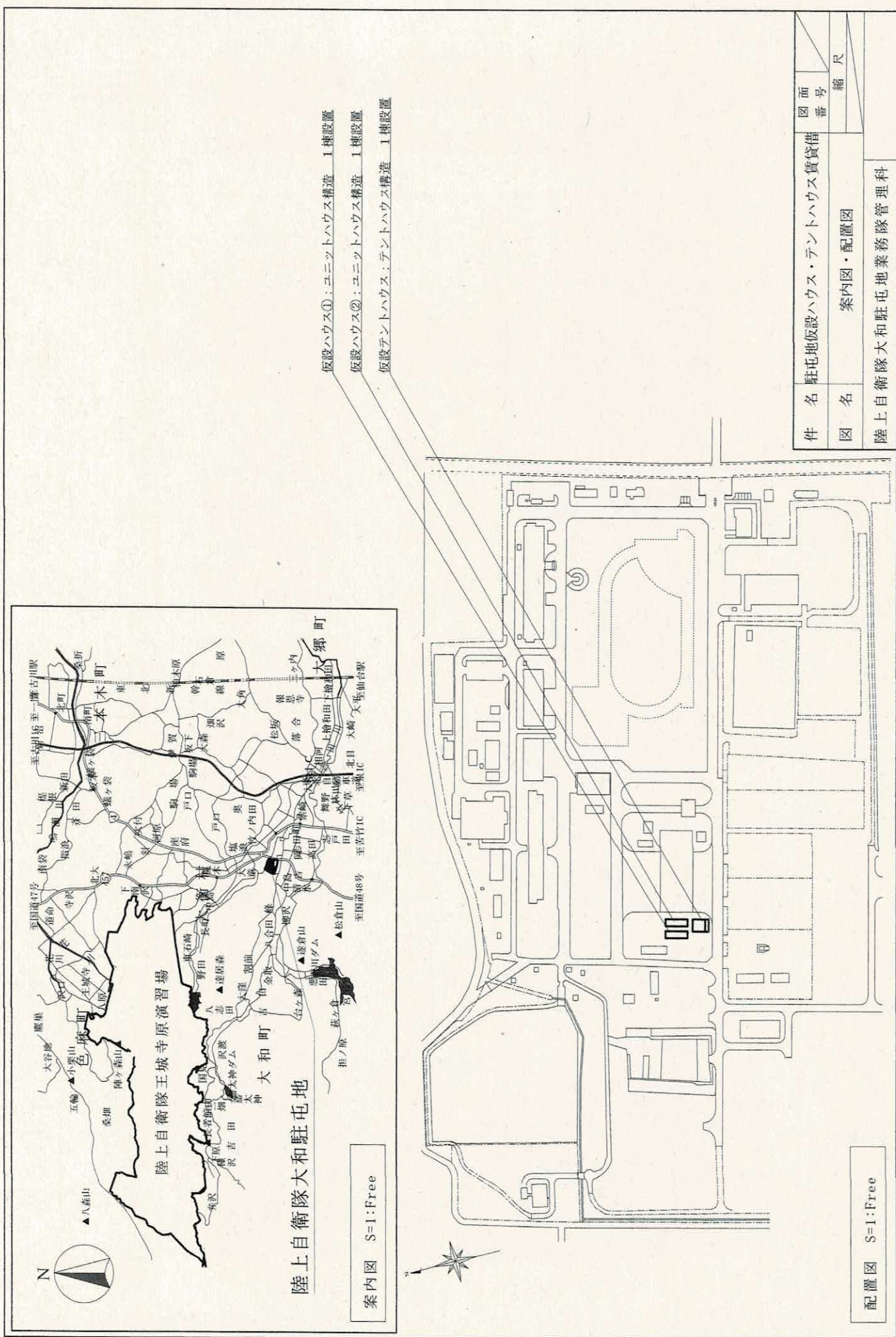
- (2) 作業は平日 08:15～17:00 の間を基本とする。
- (3) 作業に使用する資機材等は全て請負側において準備する。
- (4) 作業場所内外の施設を破損または汚損させないように十分注意する。また破損、汚損が生じた場合は速やかに監督官へ報告し、請負側の負担において原状に回復すること。
- (5) 役務実施中の安全管理については十分に留意し、万一事故が発生した場合は速やかに監督官へ報告する。なお、事故保障はすべて請負側の負担とする。
- (6) 作業後は周辺の片付け、清掃を行うこととする。
- (7) 着手、施工、完成に当たり関係官公署その他の関係機関への必要な手続き等を遅滞なく行う。なお、届出手続き等を行うに当たっては、届け出内容について、あらかじめ監督官に報告する。
- (8) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供するとともに立会を実施する。
- (9) 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。

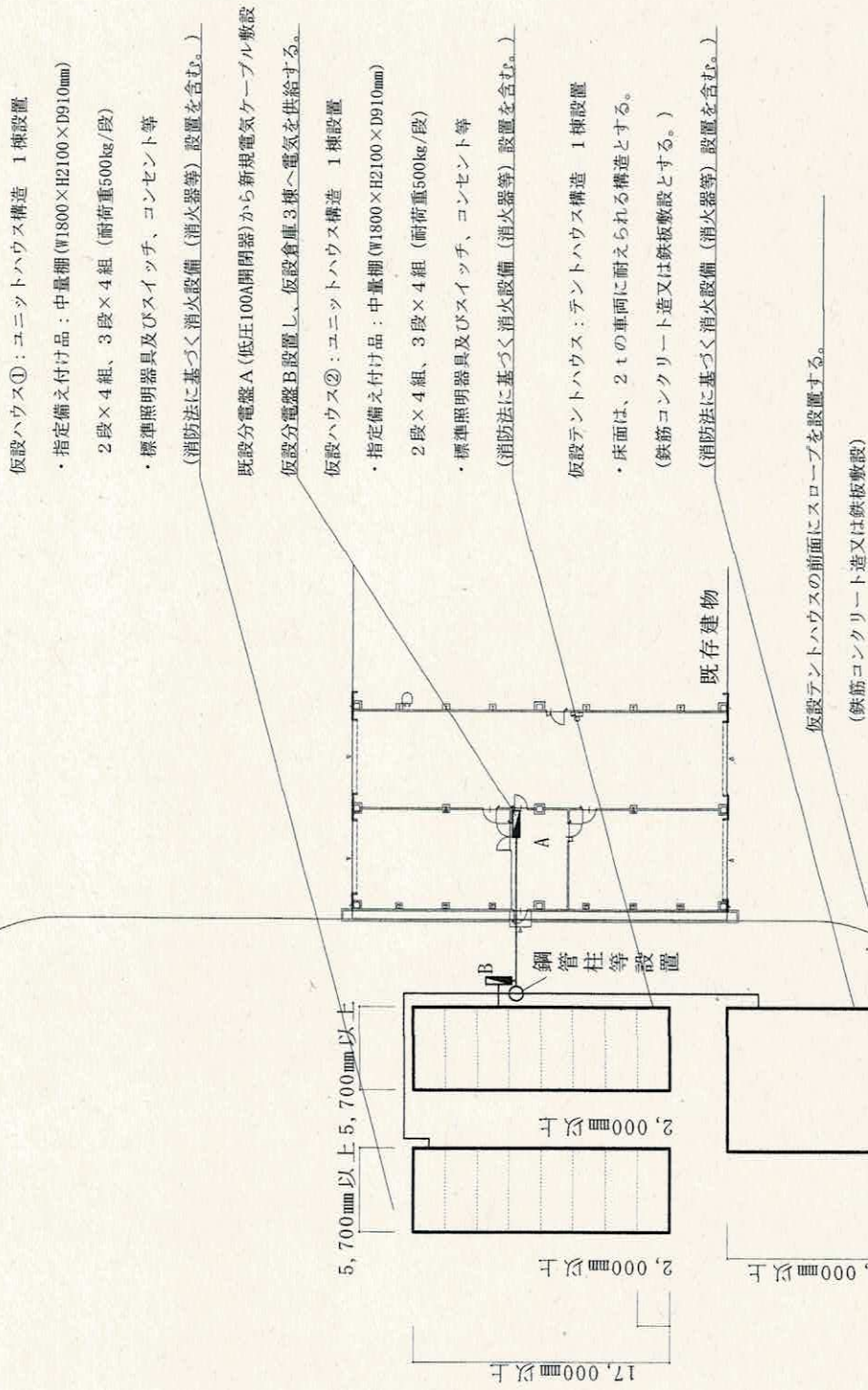
6 特記事項

- (1) 建築基準法に基づく各種手続きが必要な場合は、請負者が実施すること。
- (2) 官公庁手続きに必要な設計図面の修正対応が必要な場合は、請負者が実施すること。
- (3) 消防法に基づく届出業務の一式及び必要な器具等の設置の対応が生じた場合は、請負者が実施すること。
- (4) 電気事業法の基準を満たす設備を設置したものとする。
ア 照明器具：蛍光灯40W×2灯程度
イ コンセント：100Vの15A×2口程度／1箇所あたり
ウ 換気扇：400mm径 単相100V 3000m³/h相当
- (5) ユニットハウスには、中量棚（耐荷重500kg/段相当）を備え付けられたものとする。
- (6) テントハウスの床面（スロープを含む）の鉄筋コンクリート造は、借用期間終了後は、著しい不陸が無い場合は、残置してもよいものとする。
- (7) 賃貸借期間終了時に、解体及び搬出作業をする場合は、賃貸借製品所有者の基準に基づく方法で実施するものとする。

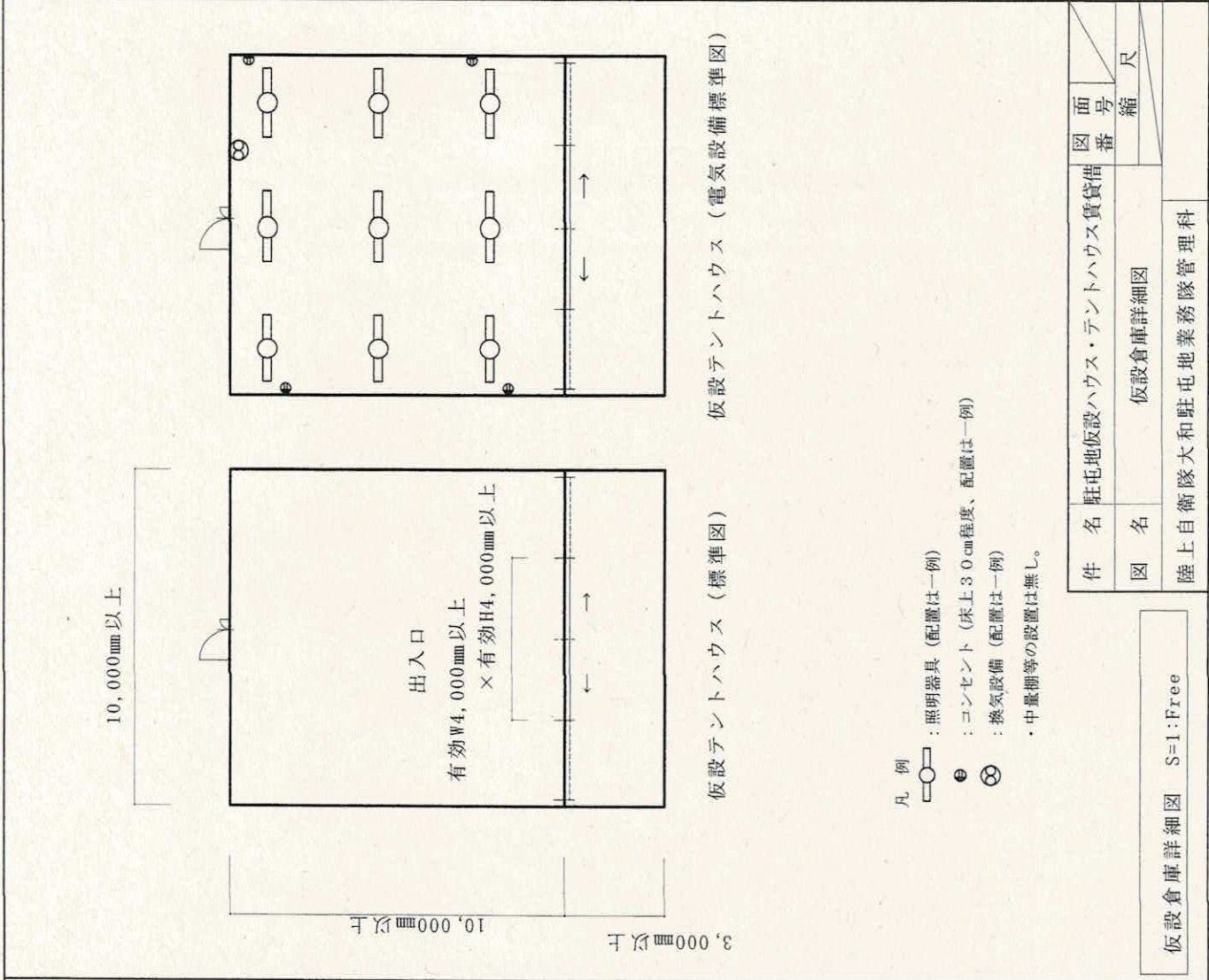
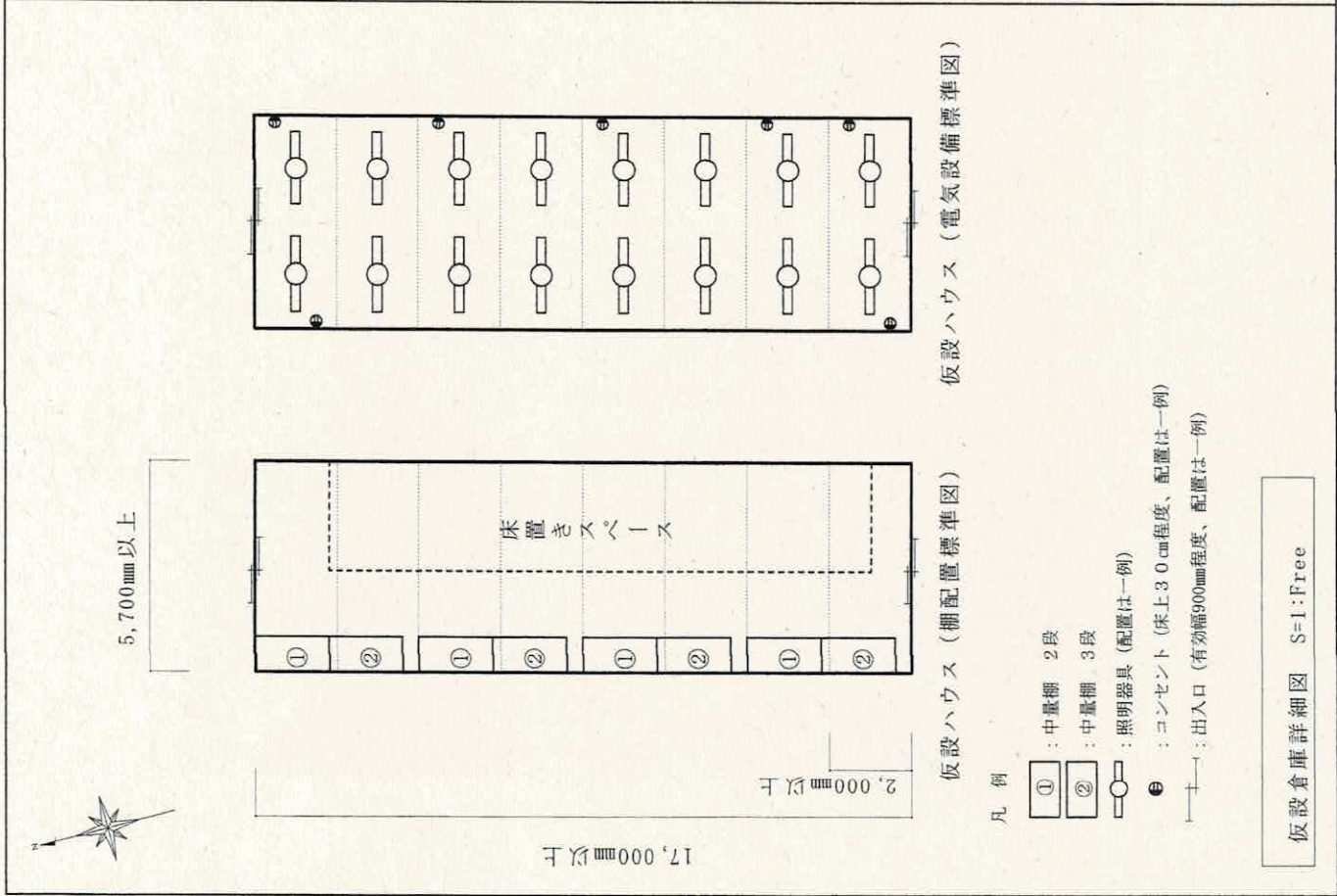
7 提出書類

- (1) 納品書
- (2) 受領書
- (3) 打合せ簿（発生の都度）
- (4) その他官側が指定するもの
- (5) 本仕様書作業の実施に伴い、作業前・中・後、材料搬入及び官側が指示した箇所を撮影し、写真帳（A4S版）に整理し検査前に官側に提出する。





件名	駐屯地仮設ハウス・テントハウス賃借	図面番号	縮尺
図名	配置詳細図		
陸上自衛隊大和駐屯地業務隊管理科			



件名	駐屯地仮設ハウス・テナントハウス賃貸借	図番	面	縮尺
図名	仮設倉庫詳細図			
陸上自衛隊大和駐屯地業務隊管理科				

仮設倉庫詳細図 S=1:Free